

議案審議状況

本会議・委員会から

第3回定例会 本会議

◆平成21年度狛江市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて

【提案理由】

地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年7月21日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

【結果】賛成全員の承認

◆平成21年度狛江市一般会計補正予算(第3号)

平成21年度 狛江市一般会計補正予算(第3号)の主な内容(歳出)

(単位:千円)

総務費	総務管理費	庁舎維持管理費	46,519
	戸籍住民基本台帳費	国際化推進	5,953
民生費	社会福祉費	住居表示関係費	10,987
	児童福祉費	住宅手当緊急特別措置事業	8,405
		子育て応援特別手当支給事業費	68,237
衛生費	保健衛生費	保育園維持管理費	9,385
		健康診査	15,391
		感染症予防	3,000
		太陽光発電機器設置助成	6,000
商工費	商工費	地域活性化事業	18,000
消防費	消防費	災害対策関係費	42,983
		住宅用火災警報器取付事業	12,185
教育費	教育総務費	西和泉体育館、西和泉グランド維持管理費	10,227
		情報教育推進費	81,213
	小学校費	学校管理用備品整備	37,039
		既存施設改修工事	116,000
		中学校費	学校管理用備品整備

【提案理由】
一般会計予算を補正する必要があるため。

【主な質疑】

・今回の補正予算の大半が現在の経済危機に対処していくために計上されたものだが、基本的に市内にある事業者を優先しながら入札・契約を締結していくのか。
・蛍光灯安定器修繕による効果の期待は。
・共通商品券事業補助を再度行おうと決断したプロセスは。
・太陽光発電機器設置助成だが、

①市の持ち出しはないか②40件で間違いはないか③40件の根拠は。
・太陽光発電機器を設置した場合、国・都・市の3つの補助が併用できるのか。また、3つを併用した場合、幾らまで助成されるのか。
・太陽光発電機器設置助成の開始はいつからか。
・共通商品券だが、上限10万円から5万円というのは決定したのか。
・学校管理用備品の電子黒板だが、全校全教室に配置しているのか。
・AEDは1台幾らか。また、これらの管理費やメンテナンスの費用はどうするのか。
・暮らしの便利帳」外国語版作成委託だが、日本語版作成時に基本的な外国語判をつくるべきだったと思うが、見解は。
・住宅手当緊急特別措置事業だが、これは各自自治体への割り当てで受け入れるのか、それとも申し込んだ人に対応していくのか。

【結果】賛成全員の可決

◆平成21年度狛江市一般会計補正予算(第4号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要があるため。
・旧七小校舎解体だが、予算可決後の日程を時系列的に説明

【主な質疑】

・国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。
◆平成21年度狛江市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決
◆平成21年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決
◆狛江市立児童遊園設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

土地所有者の求めにより、土地を返還することに伴い廃園とするため。
【主な質疑】
・児童遊園が減ることに関して市はどう考えるか。
・今回本会議即決の理由は。また、今回突然出てきた理由は。
【結果】賛成全員の可決

総務文教常任委員会

◆狛江市第3次基本構想の策定について

【提案理由】
地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求める。

【主な質疑】

・基本構想策定に当たっての法的な根拠は。
・構想期間は議会での審議事項となっているのか。
・構想期間についてはなぜ諮問されなかったのか。
・市民意識調査報告書は基本構想にどのように反映されているのか。
・期間について20年は長い。10年と考えるがどうか。
・市民憲章の前文は変えるのか。
・基本構想は市民憲章の前文のほうに反映されるのか。
・基本構想、基本計画のスケジュール

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市第3次基本構想に対する修正案

【提案理由】

・自治基本条例に取り組みスケジュールは。
●狛江市第3次基本構想に対する修正案(吉野委員提出)
【結果】賛成多数の否決
●狛江市第3次基本構想に対する修正案(田口委員外2名提出)
【結果】賛成多数の可決
●狛江市第3次基本構想の修正部分を除く原案
【結果】賛成全員の可決
◆狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
【提案理由】
勤務時間内における職員団体のための業務及び活動について、無給により従事することができなくなる組合休暇制度を新設するため。
【結果】賛成全員の可決

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【提案理由】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金について、平成21年10月1日から平成23年3月31日まで、その額を4万円引き上げることとされたことに伴い、金額を改めるため。
【結果】賛成全員の可決
◆狛江市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例

【提案理由】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、平成21年10月から出産育児一時金は原則として医療機関への直接支給となることに伴い、国民健康保険出産費資金貸付制度は、存続する理由がなくなったため。
【結果】賛成全員の可決

修正案	原案
はじめに (略) この第3次基本構想は、平成32(2020)年を目標年次とする10年間の構想とします。 表「基本構想の目標年次」を削る	はじめに (略) なお、この第3次基本構想は、20年後を目標とした将来像を示すものですが、10年目に中間見直しを行います。 表「基本構想の目標年次」

第3次基本構想に対する修正案